

市政

ご意見をお寄せください

パブリックコメント制度に基づき、次の計画(素案)についてご意見を募集します。

◆第2次狭山市環境基本計画
計画期間 24～33年度 問合せ
環境課へ内線3671 FAX2
954・6262

◆狭山市一般廃棄物処理基本計画
計画期間 24～33年度 問合せ
資源循環推進課へ ☎2954
・7717 FAX2954・7
718

第3次不老川生活排水対策推進計画

計画期間 29～38年度 問合せ
環境課へ内線3681 FAX2
954・6262

共通事項／閲覧と意見の受付
期間 12月15日(木)～28日(水) 開
覧場所各担当課、市役所1階
情報公開コーナー、地区セン
ター、公民館、図書館、ホームペ
ージ 提出できる方市内在住
・在勤・在学の方、市内に事務所・
事業所を有する個人か法人

利害関係者 提出方法指定様式(各閲覧場所に用意。ホームページからもダウンロード可)で、持参か郵送、ファクス、電子メールで提出 結果公表いただいたご意見と、それに対する市の考え方をホームページでお知らせします

公民館の開館時間の変更

29年1月から、17時以降の利用予約がない日は、開館時間が17時までになります。開館時間が17時までとなる日は、利用日の前月に各公民館だよりやホームページ、館内の掲示板でお知らせします。問合せ中央公民館へ ☎2952・2230

e-Taxで確定申告をする方へ

e-Taxで確定申告をする場合は、住民基本台帳カードかマイナンバーカードが必ず必要です。

住民基本台帳カードの電子証明書の有効期間は3年です。有効期限後は更新できませんので、早めにマイナンバーカードを取得してください。マイナンバーカードの交付には、約1か月かかります。28年分の確定申告などで e-Tax

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の負担を軽減する制度です。支給対象の方には、申請書をお送りしますので、届いた方は、高齢者支援課へお早めに申請してください。

▶支給要件・支給額

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(8月1日～翌年7月31日)に支払った医療費と介護保険サービスの利用料の合計額が、下表の自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

所得区分	自己負担限度額
① 現役並み所得者 (被保険者証の負担割合が3割の方)	67万円
② 一般 (①、③、④以外の方)	56万円
③ 低所得Ⅱ (世帯員全員が市民税非課税の方)	31万円
④ 低所得Ⅰ (③のうち世帯員全員の所得が0円で、年金収入が80万円以下の方)	19万円

※自己負担限度額は、医療費と介護保険サービスの合算額です。自己負担額には、食費・差額ベッド代などは含まれません

問合せ高齢者支援課へ内線1574

年末年始のごみの収集と臨時受付

もやすごみの収集

収集地区	12月最終日	1月開始日
月・木曜日の地区	29日(木)	5日(木)
火・金曜日の地区	30日(金)	6日(金)

プラスチックの収集

収集地区	12月最終日	1月開始日
堀兼・奥富・柏原・新狭山地区	26日(月)	9日(月)
入曽地区、入間川1・4丁目、稲荷山1・2丁目	27日(火)	10日(火)
水富・狭山台地区、沢、狭山、入間川3丁目、鶴ノ木、中央3丁目	29日(木)	5日(木)
入間川、入間川2丁目、祇園、中央1・2・4丁目、富士見1・2丁目	30日(金)	6日(金)

持ち込みごみの臨時受付

12月29・30日(木・金)の両日、持ち込みごみの臨時受付を行います。持ち込む際は、「生活ごみの分け方・出し方」やホームページを参考に分別をお願いします。なお、奥富環境センターは大変混雑し

ます。上奥富運動公園方面(消防署脇)から進入し、案内看板に従ってお進みください。

年始は、1月4日(水)から通常業務を開始します。

受付日	受付時間
12月29日(木)	8時30分～11時30分、13時～15時30分
12月30日(金)	8時30分～11時30分

受入施設 奥富・稲荷山環境センター

▶この2日間に限り、稲荷山環境センターでは、家庭から出る「粗大ごみ」、「もやさないごみ」、「びん・缶」も受け入れます

▶事業系のごみは、「もやすごみ」を稲荷山環境センターで、「びん・缶」、「古紙・古布」を奥富環境センターで受け入れます

※家庭系生ごみリサイクル事業参加世帯の専用バケツは、1月1日(祝)を除き通常どおり回収します
問合せ奥富環境センター ☎2953-2831か、稲荷山環境センターへ ☎2954-9062

短大・大学に入学が決定しているか、在学中で学費の支出が困難な方 ▼保証人がいる ※審査あり 問合せ学務課へ内線5656

平成29年度償却資産の申告を受付

償却資産は、会社や個人で事業を営む方が、その事業のために用いることができる機械・備品などをいい、固定資産税の対象となります。29年1月1日に所有している償却資産の申告をお願いします。申告期限1月31日(火) 問合せ資産税課へ内線1125

狭山市成人式

日時1月8日(日)、10時～11時25分
axを利用する方は、マイナンバーカードの早めの申請をお願いします。 問合せ市民課へ内線7030
臨時福祉給付金等の申請は12月28日(消印有効)まで
「平成28年度臨時福祉給付金」、「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の申請書をお持ちの方は、早めに申請してください。
問合せ臨時福祉給付金プロジェクトチームへ内線7402
日時1月7日(土)、10時～12時
場所上奥富運動公園 内容消防団・消防署による消防車両の

狭山市消防出初式

平成29年の年頭にあたり、無火災を祈念して行います。どなたでもご覧いただけますので、ぜひご来場ください。
日時1月7日(土)、10時～12時
場所上奥富運動公園 内容消防団・消防署による消防車両の

休日納税相談

平日の納付や来庁が困難な方は、ぜひご利用ください。なお、納税相談は、事前の予約が必要です。
日時12月25日(日)、9時～12時、13時～16時 内容納付、納税相談、納付書の再発行 取扱税目狭山市分の市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料 問合せ収税課へ内線1074

国民年金保険料の追納制度

追納とは、免除や納付猶予、学生納付特例を利用した期間の保険料を、10年以内であれば後から納付できる制度です。保険料の免除などを受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されませんが、受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合より少なくなります。この制度を利用して、過去に免除などを受けた期間の保険料を追納することで、将来受け取る年金額を増やすことができます。なお、経過期間によっては

狭山消防署の歳末特別警戒

12月15日(木)から31日(土)まで、消防車両が警鐘を鳴らしながら市内全域を巡回します。火災の取り扱いに注意し、火災

雨水貯留・浸透施設などの設置費を補助

対象市内に住所か自己居住用住居があり、雨水貯留・浸透施設を設置しようとする方 補助額工事費用の2分の1。ただし、簡易貯留施設(タンク)は3万円、地下貯留浸透施設(槽)は4万円を限度 ※事前申請が必要 申込み申請書(道路雨水課に用意。ホームページからもダウンロード可)と必要書類を持って同課へ内線2151

野外での焼却は禁止

生活ごみなどの野外焼却は、法令で禁止されています。煙やにおいで近隣に迷惑をかけるだけでなく、ぜんそくの方などにとっては深刻な問題です。また、家庭菜園のごみも焼却せず、生活ごみとして収集日に出すなど、適正に処理しましょう。なお、農業用の肥料を作るための焼却でも、近隣に配慮をお願いします。 問合せ環境課へ内線3681